

株 主 各 位

東京都中央区勝どき四丁目5番17号

株式会社 **巴コーポレーション**

取締役社長 深 沢 隆

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区勝どき四丁目5番17号
当社本社会議室（かちどき泉ビル3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第84期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませ
すようお願い申し上げます。

株主総会招集ご通知添付書類の、事業報告のうち「5. 取締役の職務の執行が法令及び
定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当
該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につ
きましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサ
イト (<http://www.tomoe-corporation.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には
記載しておりません。

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役
が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部で
あります。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、
上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益の改善が設備投資、雇用を拡大し、中国経済の減速、為替相場動向等の懸念があったものの緩やかな回復基調が持続しました。

当業界におきましては、公共投資、民間設備投資ともに底堅く推移する一方で労務費の高騰など予断を許さない状況におかれましては。

このような情勢下におきまして、当社グループは懸命な事業活動を展開いたしました結果、当連結会計年度の受注高は、前期を24%下廻る215億8千1百万円、売上高につきましては前期を27%上廻る287億6千7百万円となりました。

次にその内容について申し上げます。

受注工事の主なものは、サミット酒田パワー株式会社・酒田バイオマス発電所木質ペレット倉庫建設工事、一般財団法人日本青年館・日本青年館日本スポーツ振興センター本部棟新営工事、青森県・新青森県総合運動公園陸上競技場新築工事などであります。

売上高につきましては、鉄構建設事業が前期を26%上廻る255億2千万円となりました。不動産事業は、前期を36%上廻る32億4千7百万円となりました。

売上高の構成比は、鉄構建設事業89%、不動産事業11%であります。

なお、完成工事の主なものは、学校法人二階堂学園・日本女子体育大学若葉寮新築工事、日立市・運動公園新中央体育館建設事業建築主体工事、国土交通省関東地方整備局・国道6号土浦BP常名高架橋上部(その1)工事などであります。

以上の結果、次期への繰越高は前期を13%下廻る264億1千8百万円となりました。

当連結会計年度の企業集団の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
鉄 構 建 設 事 業	30,356	21,581	25,520	26,418
不 動 産 事 業	—	3,247	3,247	—
合 計	30,356	24,829	28,767	26,418

(注) 不動産事業の当期受注高は、便宜上、その売上高を記載しております。

利益につきましては、工事採算の改善に努めた結果、経常利益は28億7千9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は21億1千6百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の企業集団の設備投資等の状況につきましては、当社主力工場である小山工場（栃木県小山市）の機械設備を中心に約4億7千万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、営業キャッシュ・フローで獲得した資金を有利子負債の返済に充てたため、長期・短期借入金が38億7千5百万円減少しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き緩やかな景気回復が期待されますが、新興国経済の減速、為替相場の動向等、不透明な状況が見込まれます。

当業界におきましては、堅調な民間設備投資、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた施設整備等の良好な市場環境の一方で、長期化する技能労働者不足、ポスト五輪問題など、予断を許さない厳しい経営環境が継続するものと思われまます。

当社グループといたしましては、このような情勢に対処するため、「技術立社」を掲げ独自技術の開発と提供を推進し、安全と高品質を確保する施工体制の下で顧客満足の向上と採算改善に努め、財務の健全性を堅持しつつ経営資源の持続的な有効活用を推進し企業収益の向上を目指してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 81 期 (24. 4～25. 3)	第 82 期 (25. 4～26. 3)	第 83 期 (26. 4～27. 3)	第 84 期 (27. 4～28. 3)
受 注 高	19,896百万円	23,769百万円	28,216百万円	21,581百万円
売 上 高	17,081百万円	21,797百万円	22,621百万円	28,767百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	△1,284百万円	994百万円	1,008百万円	2,116百万円
1株当たり当期純利益	△32円24銭	24円96銭	25円35銭	53円40銭
総 資 産	47,961百万円	49,370百万円	55,455百万円	51,151百万円

(注) 1. 親会社株主に帰属する当期純利益並びに1株当たり当期純利益の△印は、損失を示しております。

2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 81 期 (24. 4～25. 3)	第 82 期 (25. 4～26. 3)	第 83 期 (26. 4～27. 3)	第 84 期 (27. 4～28. 3)
受 注 高	19,896百万円	23,769百万円	28,216百万円	21,581百万円
売 上 高	17,066百万円	21,783百万円	22,606百万円	28,312百万円
当 期 純 利 益	△1,294百万円	933百万円	943百万円	2,113百万円
1株当たり当期純利益	△31円79銭	22円93銭	23円18銭	52円13銭
総 資 産	47,248百万円	48,777百万円	54,437百万円	50,255百万円

(注) 1. 当期純利益並びに1株当たり当期純利益の△印は、損失を示しております。

2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
㈱札幌巴コーポレーション	50百万円	87.5%	鋼構造物の製作、施工
㈱東北巴コーポレーション	80百万円	70.0%	鋼構造物の製作、施工

(注) (株)OTCは、平成27年8月7日開催の当社取締役会において、吸収合併することを決議し、効力発生日である平成27年10月1日に解散しております。

(7) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社2社及び関連会社2社で構成されており、建設業法による特定建設業者(特-27第4607号)として国土交通大臣の許可と、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者(2)第87727号として東京都知事の免許を受けて、次の事業を行っております。

鉄構建設事業……………立体構造物・橋梁・鉄骨・鉄塔の設計、製作、施工並びに総合建設工事の企画、設計、施工

不動産事業……………不動産の売買、管理及び賃貸借並びにこれらの仲介

(8) 主要な営業所及び工場(平成28年3月31日現在)

本社	東京都中央区勝どき四丁目5番17号
支店	東京支店 (東京都中央区)
	札幌支店 (北海道札幌市)
	東北支店 (宮城県仙台市)
	宇都宮支店 (栃木県宇都宮市)
	名古屋支店 (愛知県名古屋市)
	大阪支店 (大阪府大阪市)
	九州支店 (福岡県福岡市)
	工場
札幌工場 (北海道北広島市)	
十和田工場 (青森県十和田市)	

(9) 従業員 の 状 況 (平成28年 3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
鉄 構 建 設 事 業	387名	10名増
不 動 産 事 業	3名	－
全 社 (共 通)	37名	1名増
合 計	427名	11名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
368名	9名増	45.6歳	20.1年

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,134百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,854
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,869

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,763,046株 (うち自己株式264,987株)
- (3) 株主数 5,148名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社泉興産	2,267	5.6
公益財団法人野澤一郎育英会	2,120	5.2
株式会社野澤	2,038	5.0
株式会社三井住友銀行	2,023	4.9
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	1,948	4.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,929	4.7
株式会社みずほ銀行	1,928	4.7
野澤睦雄	1,644	4.0
株式会社巴技研	1,481	3.6
三井物産株式会社	1,186	2.9

- (注) 1. 持株比率は自己株式(264,987株)を控除して計算しております。
2. 平成28年3月23日(報告義務発生日 平成28年3月15日)付でプロスペクト・アセット・マネージメント・インクが当社の株式を2,032,700株(株券等保有割合4.9%)保有している旨の大量保有報告書(変更報告書2)が関東財務局長宛に提出されておりますが、当期末現在の株主名簿において実質保有株式数の確認ができないため、上記には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は平成27年5月14日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元の充実を図るため、自己株式を買い付けることを決議し、平成27年6月4日までに当社普通株式200千株を取得価額87,074千円で取得しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	深 沢 隆	社長執行役員、事業部門長
代表取締役	住 野 榮 治	副社長執行役員、本社部門長
取 締 役	正 岡 典 夫	専務執行役員、工場統括兼小山工場長
取 締 役	皆 川 宏 進	常務執行役員、工事統括
取 締 役	高 本 敏 行	常務執行役員、鉄構営業統括
取 締 役	山 納 茂 治	
取 締 役	梅 津 貴 司	
常任監査役(常勤)	諸 貫 幹 夫	
常任監査役(常勤)	上 田 秀 美	
監 査 役	羽 倉 信 明	

(注) 1. 当期中の退任取締役及び退任監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任年月日
取 締 役	神 谷 省 次	平成27年6月26日
常任監査役(常勤)	藤 村 裕 二	平成27年6月26日

- 取締役のうち、梅津貴司氏は、社外取締役であり、監査役のうち、上田秀美、羽倉信明の両氏は、社外監査役であります。また各氏は、東京証券取引所並びに札幌証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8名 166,940千円（うち社外取締役1名 10,221千円）
監査役 4名 57,045千円（うち社外監査役3名 45,351千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第83回定時株主総会決議に基づき支給した退任取締役1名及び退任監査役1名に対する退職慰労金を含めております。
3. 平成27年6月26日開催の第83回定時株主総会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給（支給の時期は各取締役及び監査役の退任時）を決議いたしました。これに伴い、当社の役員退職慰労引当金全額を取り崩し、打ち切り支給に伴う未払金121,300千円（取締役107,500千円、監査役13,800千円）を固定負債のその他に計上しております。

(3) 社外役員に関する事項

取締役 梅津貴司、監査役 上田秀美、羽倉信明

当事業年度における主な活動状況

- (ア) 取締役会は9回開催され、上田秀美、羽倉信明の両氏の出席率は100%であり、梅津貴司氏は、就任以来開催された8回中8回出席いたしました。
(イ) 監査役会は8回開催され、上田秀美、羽倉信明の両氏の出席率は100%でした。
(ウ) 取締役及び両監査役は、出席した取締役会、監査役会の審議に関して必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、新日本有限責任監査法人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要は、下記のとおりであります。

1. 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

2. 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

3. 処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,080,290	流 動 負 債	18,128,582
現金預金	5,801,091	支払手形・工事未払金等	6,680,551
受取手形・完成工事未収入金等	5,653,080	短期借入金	3,375,590
未成工事支出金	8,102,994	未払法人税等	742,584
材料貯蔵品	103,855	未成工事受入金	5,508,229
販売用不動産	503,713	完成工事補償引当金	23,793
繰延税金資産	287,995	賞与引当金	357,803
その他	639,670	工事損失引当金	281,000
貸倒引当金	△12,111	その他	1,159,031
固 定 資 産	30,071,170	固 定 負 債	9,594,815
有 形 固 定 資 産	18,940,003	長期借入金	4,308,850
建物・構築物	7,737,265	繰延税金負債	2,834,693
機械・運搬具	530,527	役員退職慰労引当金	12,220
工具器具備品	25,923	退職給付に係る負債	408,631
土地	9,361,793	その他	2,030,419
リース資産	138,218	負 債 合 計	27,723,397
建設仮勘定	1,146,275	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	208,692	株 主 資 本	21,075,127
投 資 そ の 他 の 資 産	10,922,474	資本金	3,000,012
投資有価証券	10,328,514	資本剰余金	1,749,049
その他	593,975	利益剰余金	16,762,282
貸倒引当金	△16	自己株式	△436,216
資 産 合 計	51,151,460	その他の包括利益累計額	2,352,935
		その他有価証券評価差額金	2,304,989
		退職給付に係る調整累計額	47,946
		純 資 産 合 計	23,428,063
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	51,151,460

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		28,767,941
完成工事高	25,520,090	
不動産事業売上高	3,247,850	
売 上 原 価		24,204,065
完成工事原価	22,500,201	
不動産事業売上原価	1,703,864	
売 上 総 利 益		4,563,875
完成工事総利益	3,019,888	
不動産事業総利益	1,543,986	
販売費及び一般管理費		1,878,191
営 業 利 益		2,685,683
営 業 外 収 益		335,203
受取利息配当金	288,165	
持分法による投資利益	19,613	
その他	27,425	
営 業 外 費 用		141,140
支払利息	128,154	
その他	12,986	
経 常 利 益		2,879,747
特 別 利 益		315,484
投資有価証券売却益	282,835	
その他	32,648	
特 別 損 失		149,491
減 損 損 失	131,219	
その他	18,271	
税金等調整前当期純利益		3,045,740
法人税、住民税及び事業税		1,090,277
法人税等調整額		△160,615
当期純利益		2,116,078
親会社株主に帰属する 当期純利益		2,116,078

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額(注)	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,000,012	1,749,049	14,890,393	△349,063	19,290,392	4,312,130	23,602,522
当期変動額							
剰余金の配当			△244,189		△244,189		△244,189
親会社株主に帰属する当期純利益			2,116,078		2,116,078		2,116,078
自己株式の取得				△87,153	△87,153		△87,153
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△1,959,194	△1,959,194
当期変動額合計	—	—	1,871,888	△87,153	1,784,735	△1,959,194	△174,459
当期末残高	3,000,012	1,749,049	16,762,282	△436,216	21,075,127	2,352,935	23,428,063

(注) その他の包括利益累計額の内訳

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	4,375,251	△63,121	4,312,130
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,070,262	111,068	△1,959,194
当期変動額合計	△2,070,262	111,068	△1,959,194
当期末残高	2,304,989	47,946	2,352,935

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,222,856	流 動 負 債	17,738,769
現金預金	4,865,228	支払手形	1,647,487
受取手形	1,201,768	工事未払金	4,953,897
完成工事未収入金	4,370,266	短期借入金	3,375,590
不動産事業未収入金	81,045	未払金	214,869
未成工事支出金	8,087,277	未払法人税等	707,948
材料貯蔵品	36,533	未成工事受入金	5,437,886
販売用不動産	503,713	不動産事業受入金	70,343
繰延税金資産	288,110	完成工事補償引当金	23,793
その他	801,370	賞与引当金	330,000
貸倒引当金	△12,458	工事損失引当金	281,000
		その他	695,953
固 定 資 産	30,032,222	固 定 負 債	9,218,707
有 形 固 定 資 産	18,117,485	長期借入金	4,308,850
建築物	7,414,934	長期預り敷金保証金	1,445,078
構築物	150,446	繰延税金負債	2,919,176
機械装置	356,568	退職給付引当金	338,877
車両運搬具	4,728	その他	206,725
工具器具備品	24,052	負 債 合 計	26,957,476
土地	8,989,680		
リース資産	30,799	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,146,275	株 主 資 本	20,993,051
無 形 固 定 資 産	203,765	資本金	3,000,012
ソフトウェア	163,770	資本剰余金	1,658,242
その他	39,994	資本準備金	1,658,242
投資その他の資産	11,710,972	利 益 剰 余 金	16,444,597
投資有価証券	10,307,891	利益準備金	750,003
関係会社株式	590,035	その他利益剰余金	15,694,594
長期営業外未収入金	225,500	固定資産圧縮積立金	4,329,993
その他	588,011	別途積立金	7,700,000
貸倒引当金	△467	繰越利益剰余金	3,664,600
資 産 合 計	50,255,079	自 己 株 式	△109,801
		評価・換算差額等	2,304,551
		その他有価証券評価差額金	2,304,551
		純 資 産 合 計	23,297,602
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,255,079

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		28,312,311
完成工事高	25,520,090	
不動産事業売上高	2,792,221	
売 上 原 価		24,208,331
完成工事原価	22,782,535	
不動産事業売上原価	1,425,796	
売 上 総 利 益		4,103,980
完成工事総利益	2,737,554	
不動産事業総利益	1,366,425	
販売費及び一般管理費		1,798,052
営 業 利 益		2,305,927
営 業 外 収 益		328,134
受取利息配当金	300,601	
その他	27,532	
営 業 外 費 用		138,397
支払利息	128,154	
その他	10,243	
経 常 利 益		2,495,664
特 別 利 益		612,363
投資有価証券売却益	282,835	
抱合せ株式消滅差益	296,878	
その他	32,648	
特 別 損 失		147,188
減 損 損 失	131,219	
その他	15,969	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,960,839
法人税、住民税及び事業税		965,400
法人税等調整額		△117,583
当 期 純 利 益		2,113,023

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金(注)					
当 期 首 残 高	3,000,012	1,658,242	750,003	13,825,761		△22,648	19,211,371	4,374,662	23,586,033
当 期 変 動 額									
剰余金の配当				△244,189			△244,189		△244,189
当期純利益				2,113,023			2,113,023		2,113,023
自己株式の取得						△87,153	△87,153		△87,153
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								△2,070,111	△2,070,111
当期変動額合計	—	—	—	1,868,833		△87,153	1,781,680	△2,070,111	△288,430
当 期 末 残 高	3,000,012	1,658,242	750,003	15,694,594		△109,801	20,993,051	2,304,551	23,297,602

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	4,080,272	7,700,000	2,045,488	13,825,761
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮 積立金の繰入れ	249,721		△249,721	—
剰余金の配当			△244,189	△244,189
当期純利益			2,113,023	2,113,023
当期変動額合計	249,721	—	1,619,111	1,868,833
当 期 末 残 高	4,329,993	7,700,000	3,664,600	15,694,594

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社 巴コーポレーション
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬俊司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植崎律子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴コーポレーションの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社 バコーポレーション
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬俊司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楢崎律子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バコーポレーションの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社 巴コーポレーション 監査役会

常任監査役(常勤) 諸 貫 幹 夫 ㊟

常任監査役(常勤) 上 田 秀 美 ㊟

監 査 役 羽 倉 信 明 ㊟

(注) 常任監査役上田秀美及び監査役羽倉信明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期的な観点から安定的配当に努め、経営基盤の充実と企業競争力の強化を図るべく内部留保の充実に留意し、業績及び将来の見通し等総合的な観点から利益還元を行うことを基本方針としております。

第84期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円（普通配当6円、特別配当1円）

配当総額は、283,486,413円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するべく定款の一部を変更するものであります。
- (2) 字句の修正及び上記条文の新設に伴う条数等の変更を行うものであります。
- (3) 本定款は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当会社に取り締役7名以内を置く。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当会社に取り締役<u>12</u>名以内を置く。</p> <p><u>取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会で選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(選 任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会で選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 取締役会は、その決議により代表取締役及び取締役社長を選定する。ただし、代表取締役のうち1名は取締役社長とする。</p> <p>(取締役会の権限) 第20条 取締役は、取締役会を組織し、法令又は定款の定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 取締役会は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役及び取締役社長を選定する。ただし、代表取締役のうち1名は取締役社長とする。</p> <p>(取締役会の権限) 第20条 取締役は、取締役会を組織し、法令又は<u>本定款</u>の定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 取締役会は取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(員 数)</u></p> <p>第25条 当社に監査役5名以内を置く。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選 任)</u> 第26条 <u>監査役は株主総会で選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	(削 除)
<p><u>(任 期)</u> 第27条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役及び常任監査役)</u> 第28条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u> <u>監査役の協議により、常勤の監査役のうちから常任監査役を定めることができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第29条 <u>監査役会の招集通知は、会 日の3日前までに各監査役 に対し発するものとす る。</u> <u>ただし、緊急の必要がある ときはこの期間を短縮す ることができる。</u> <u>監査役会は監査役全員の 同意があるときは、招集の 手続を経ないで開催す ることができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第30条 <u>監査役会の決議は、法令に 別段の定めある場合を除 き、監査役の過半数をもっ て行なう。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第31条 <u>監査役会に関しては、法令 又は本定款のほか、監査役 会の定める監査役会規則 による。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第32条</u> 当社は、<u>会社法第426条</u> <u>第1項の規定により、監査</u> <u>役(監査役であった者を含</u> <u>む。)</u>の<u>会社法第423条第</u> <u>1項の責任を法令の限度に</u> <u>おいて、取締役会の決議に</u> <u>よって免除することがで</u> <u>きる。</u> <u>当社は、会社法第427条</u> <u>第1項の規定により、監査</u> <u>役との間に、会社法第423</u> <u>条第1項の責任を法令が規</u> <u>定するまで限定する契約</u> <u>を締結することができ</u> <u>る。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u> <u>第26条</u> <u>監査等委員会</u>は、<u>法令又は</u> <u>本定款の定める事項を決</u> <u>定するほか、その職務執行</u> <u>のために必要な権限を行</u> <u>使する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第27条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>監査等委員会は監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第28条</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第29条</u> <u>監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第30条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社現在の取締役7名は、本総会終了の時をもって全員任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふか かわ たかし 深 沢 隆 (昭和30年2月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役、鉄構営業部門担当兼鉄構営業第一部統括部長 平成17年7月 当社執行役員、事業開発部兼鉄構部門担当 平成18年1月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役（現任） 平成20年6月 当社鉄構部門・事業開発部担当兼事業開発部長 平成21年6月 当社専務執行役員、鉄構部門長、事業開発部担当 平成22年6月 当社副社長執行役員 平成23年6月 当社事業部門長兼営業統括 平成24年6月 当社事業部門長（現任） 平成25年6月 当社代表取締役（現任） 平成26年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る	97,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	すみの えいじ 住野 榮治 (昭和23年7月22日生)	昭和46年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成6年10月 同行溜池支店長 平成8年10月 同行シカゴ支店長 平成10年10月 同行米州本部米州営業第一部長 平成11年10月 同行九州法人営業本部長 平成13年4月 株式会社三井住友銀行法人融資第一部長 平成14年10月 泉友不動産株式会社代表取締役社長 平成17年6月 当社入社、取締役兼副社長執行役員（現任） 平成18年4月 当社本社部門長（現任） 平成18年6月 当社代表取締役 現在に至る	9,400株
3	まさ おかのり お 正岡 典夫 (昭和29年9月23日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年7月 当社営業本部鉄構設計部副統括部長 平成15年6月 当社鉄構営業部門鉄構技術部長 平成17年8月 当社事業開発部長兼鉄構部門鉄構営業部副部長 平成19年5月 当社鉄構部門鉄構営業部長 平成20年4月 当社執行役員、鉄構部門担当兼鉄構営業部長 平成22年5月 当社鉄構部門・鉄塔技術部担当兼鉄構営業部長 平成22年10月 当社鉄構部門副部門長兼鉄構営業統括 平成23年6月 当社取締役（現任）兼常務執行役員、工場副統括兼小山工場長 平成24年6月 当社工場統括（現任）兼小山工場長 平成26年6月 当社専務執行役員 平成28年4月 当社副社長執行役員兼事業開発統括兼鉄構事業部長 現在に至る	17,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	みな がわ こう しん 皆 川 宏 進 (昭和27年8月2日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 当社建設部門建設工事部長 平成16年11月 当社執行役員、建設部門、安全部担当 平成19年5月 当社札幌支店長 平成23年6月 当社札幌支店長兼札幌事業部統括部長 平成24年4月 当社工事副統括 平成24年6月 当社工事統括(現任) 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) 平成28年4月 当社建設事業部長 現在に至る	8,300株
5	たか もと とし ゆき 高 本 敏 行 (昭和29年8月7日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年8月 当社鉄構部門鉄構営業部副部長 平成20年4月 当社大阪支店長 平成22年10月 当社鉄構部門鉄構営業部副統括兼鉄構営業第一部長 平成23年6月 当社執行役員、事業部門営業副統括兼鉄構営業第一部長兼営業管理部長 平成26年6月 当社常務執行役員兼鉄構営業統括(現任)、営業管理部担当 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成28年4月 当社鉄構事業副事業部長兼西日本営業統括 現在に至る	10,800株
6	すず き のぶ ゆき 鈴 木 信 行 (昭和26年5月11日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年7月 当社建設部門建設営業部長 平成19年9月 当社東北支店長 平成22年10月 当社東京支店長兼建設部門建設営業部長 平成23年6月 当社執行役員営業副統括兼東京支店長 平成24年6月 当社建設営業統括(現任) 平成26年6月 当社常務執行役員(現任) 平成28年4月 当社建設事業副事業部長兼東日本営業統括 現在に至る	9,900株

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	うめず たか し 梅 津 貴 司 (昭和30年7月23日生)	昭和53年4月 三井物産株式会社入社 平成5年4月 ドイツ三井物産有限株式会社 電力、通信、宇宙航空機関連 Manager, Director歴任 平成11年4月 三井物産株式会社本店電力機械部電力営業第一室長 平成17年2月 IPM Eagle LLP出向(英国International Power社との合弁会社) Director&CFO 平成21年6月 東洋エンジニアリング株式会社社外監査役 平成24年6月 同社社外監査役退任 平成24年10月 三井物産株式会社本店プロジェクト本部海外電力事業統括 平成27年4月 同社本店プロジェクト本部参与 平成27年5月 同社退社 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	はぐらのぶあき 羽倉信明 (昭和22年12月22日生)	昭和46年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成9年5月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 理事 平成11年5月 ダイヤモンド・ビジネス・エンジニアリング株式会社（現エム・ユー・ビジネス・エンジニアリング株式会社） 取締役社長 平成21年7月 同社代表取締役社長退任 平成22年6月 当社社外監査役 現在に至る	1,900株
3	ほりきりよしひろ 堀切良浩 (昭和34年3月1日生)	昭和56年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 平成14年1月 同行大阪営業第三部第二班副参事役 平成19年4月 株式会社みずほ証券金融・公共法人営業グループ統括部長 平成20年7月 市光工業株式会社執行役員経理本部長 平成24年4月 保土谷化学工業株式会社執行役員経理部長 平成26年6月 同社取締役兼常務執行役員 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梅津貴司、羽倉信明、堀切良浩の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 梅津貴司、羽倉信明、堀切良浩の各氏を社外取締役候補者とした理由は、その経験をもとに有益な発言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
4. 梅津貴司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
5. 羽倉信明氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
6. 梅津貴司、羽倉信明、堀切良浩の各氏が取締役選任された場合、当社は各氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
7. 梅津貴司、羽倉信明、堀切良浩の各氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第74回定時株主総会において「年額300百万円以内」と決議いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、現行と同額の「年額300百万円以内」と定めることとさせていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬額は従来どおり、使用人を兼ねている取締役の使用人分給与を含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、「年額100百万円以内」と定めることとさせていただきたく存じます。

現在の監査役は3名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

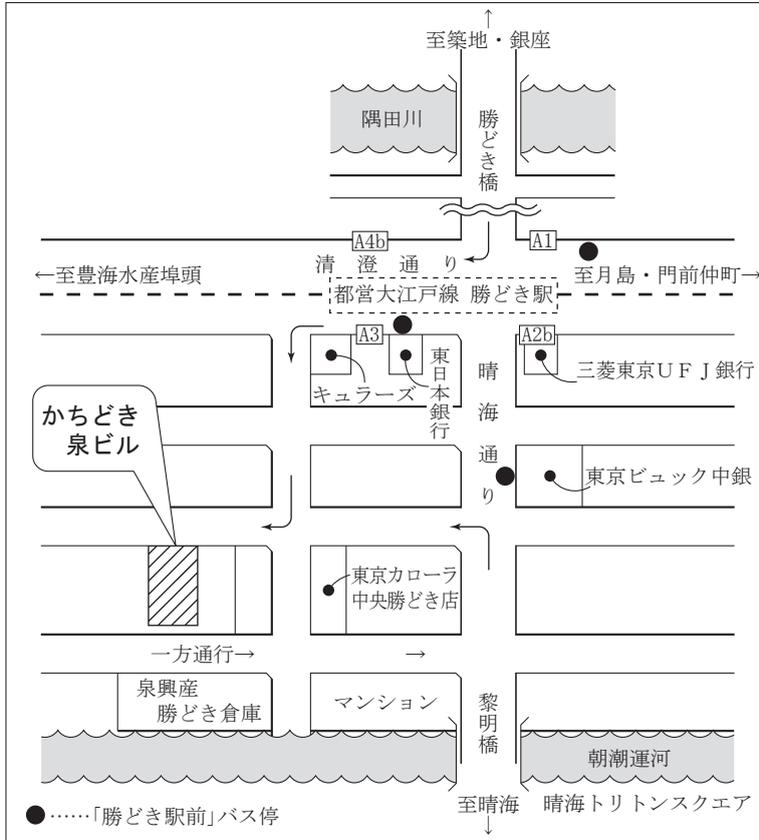
以 上

株主総会会場ご案内

東京都中央区勝どき四丁目5番17号

当社本社会議室 (かちどき泉ビル3階)

電話(03)3533-5311(代表)



地下鉄/都営大江戸線勝どき駅下車、A3番出口より徒歩3分

都バス/(都04) 東京駅丸の内南口-豊海水産埠頭行

(都05) 東京駅丸の内南口-晴海埠頭行

東京ビッグサイト行

(東15) 東京駅八重洲口-深川車庫前行

(業10) 新橋-とうきょうスカイツリー駅前行

(門33) 亀戸駅前-豊海水産埠頭行

左記系統で
「勝どき駅前」下車
徒歩5分